

天塩川カヌーツーリング大会 ダウン・ザ・テッシン・オ・ペツ 2009 規定

(2009年4月25日制定)

第1条 競技規則等

ダウン・ザ・テッシン・オ・ペツ 2009 は、社団法人日本カヌー連盟ツーリング規則に準じ、本大会規定によって実施する。

第2条 大会目的

カヌーツーリングは、タイムレースではなく、生涯スポーツとして心身の健康の維持増進を図り、河川などで自然に親しみながら環境の保全に留意しつつカヌーを漕行し、また、北海道におけるカヌーの普及・振興に貢献するとともに天塩川はもとより流域市町村の発展、イメージアップに寄与することを目的とする。

第3条 選手登録

募集要項で定める参加資格を得る者は、定められた期限までの参加申し込み手続き及び参加経費の納入をもってプログラムに登載し選手登録とする。

未成年者の選手登録は、経験のある保護者の同乗または伴漕参加できる者とし、保護者の参加承諾を得た後に参加資格を有するものとする。

第4条 検艇

出漕前の定められた時刻に検艇を行う。検艇を行わなかった選手または検艇に不合格となった場合は大会に参加する資格を失う。

2 検艇項目

安全対策等のため、艇及び選手は次のものを装備、着用する。

- (1) 浮力体 (エアバッグ) *空気構造の艇は除く
- (2) ハウとスターンに牽引ロープ
- (3) P. F. D(救命胴衣)
- (4) 警笛(ホイッスル)
- (5) スローバック(レスキューロープ)
- (6) 総合的所見 (服装、健康状態、ゼッケン着用など)

第5条 用艇及び服装

艇は日本カヌー連盟ツーリング規則第 6 条に定めるもののほか、シーカヤック、ダッキー(インフレーター)、プレイボートを認める。ただし、ラフトボート、レジャーボートの類は認めない。

動きやすさ、快適さ、そして濡れたときにも身体を冷やさず、また沈したときに泳ぐことを妨げないウエアとする。濡れても冷たくなならない速乾性の素材(ポリプロピレン、ポーラテックス等)やウエットスーツなどが好ましい。可能な限り、パドルングジャケット&パンツなど専用ウエアを。

靴はウエットシューズ、沢登り用も適。なければ水に濡れても良いスニーカーなどとし、つまみサンダルやゴム長は厳禁とする。ヘルメット、スプレーカバーの装着が望ましい。メガネ使用者は脱落防止用のメガネベルト着用のこと。

第6条 大会運営権限

大会主催者は大会を運営するに当たり下記の権限を保有する。

- (1) 大会当日台風接近など自然現象で競技環境の悪化、不良などにより十分な安全が確保できない場合または大事故の発生等で大会実施困難と判断した場合、ツーリングが開始される以前あるいはツーリング中に日程の変更またはツーリングの一時中止または大会の中止を決定すること。
- (2) 大会規則等に違反した選手に対して失格を命ずること。
- (3) 技術の未熟さ、過度の疲労、コース内での飲酒、大会期間中の良識のない行動(ゴミの投棄、自然破壊行為等)、大会役員の命令違反、漕行中の事故などの理由で、ツーリング続行に支障があると判断した選手に対し漕行中止の命令または失格とすること。

第7条 棄権、失格等

失格または棄権した選手は、主催者の特別の許可のある場合を除き、漕行を続けることも、非公式に追漕することもできない。

失格者は、以後のステージに出漕することはできない。自己申告により棄権しようとする者は、別に定める申告書をスタート時間前に大会本部に提出しなければならない。この場合、棄権申告した区間以外での出漕を認める。

- 2 ツーリング中、転覆や脱艇は何度しても良いが、役員が漕行続行不可能と思われる、また、ゴールまで到達が困難だと判断した場合は、その選手に漕行の中止を命ずる場合がある。
- 3 先導(前漕)役員の艇を故意に追い越した場合、失格とし、次回大会以降の参加は認めない。
- 4 選手がゴール前に競技を中止した場合、自らの棄権、主催者からの失格、中止命令など理由の如何を問わず大会本部または指定された場所に速やかに申し出てゼッケンを返却しなければならない。
- 5 自ら棄権した選手、あるいは大会役員から競技続行の中止、失格を命じられた選手は速やかに競技コースから退場しなければならない。
- 6 漕行中数回の転覆または脱艇した時、自らの力で再乗艇できずに役員や他の選手などに複数回にわたり救助された場合、その時点で失格となり、競技を中止しなければならない。
- 7 大会役員(競技部、レスキュー部)のコース内の指示や危険回避の指示を守らない場合はその時点で失格となる。
- 8 コース中に通過制限時間を設定する。制限時間以降は、大会運営上止むを得ずツーリングを中止するものとし、以後役員の指示に従うものとする。
- 9 通過制限時間以後の選手とツーリングの中止を命ぜられた選手及び失格退場者は、選手収容車または本部車にてゴール地へ送致するものとする。ただし、艇は各自で運搬するものとする。

第8条 安全漕行義務

選手は危険箇所等を発見した場合は直ちに後続艇に周知するとともにホイッスル、ハンドサインの伝達事項は速やかに後続艇に連絡すること。

沈没者を発見した場合は、救助支援するとともに、漂流物の回収など自分のレベルにあわせた協力をし、参加者自らが安全を確認し選手は互いに協調しながら漕行しなくてはならない。

第9条 救急措置

大会期間中の負傷疾病については、現場における応急措置は主催者にて用意するが、以後の措置については参加者自身の責任によって行うこと。重症(傷)の場合は、119番通報し地元の救急車を呼ぶものとする。

出血が著しい場合や骨折が疑われる場合は現場での処置またはリタイアをドクター判断で行い、従わない場合は失格とする。

第10条 ゴールチェック

艇長は全乗艇員の所在に責任を持ち常に確認し出漕し、各ステージ着艇(ゴール)後に指定のゴールチェック場所において報告義務を負う。

第11条 表彰

大会全区間を完漕した者に対し完漕証及び完漕記念品を贈り称える。

第12条 委任

本大会規定等に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会議において定める。

■ペット(愛犬)同伴条件

愛犬の参加は可能ですが、必ずエントリー参加費は不要)してください。愛犬同伴の方は次の事項を必ずお守りください。特に、犬の嫌いな人のことも考えて、飼い主は自分の周りにいる人に断りを入れ、完全に愛犬を管理してください。

もし、トラブル等が発生しても、犬にはまったく責任はありません。全て飼い主の責任という認識でご参加願います。

- 1 他の参加者に迷惑をかけることのないよう飼い主の責任で管理してください。万が一事故が生じた場合の責任は一切負えません。
- 2 放し飼いは禁止です。必ずリードをつけてください。
ただし、カヌーに同乗の場合は、ライフジャケットを着用、リードははずしてください。
- 3 無駄吠えをさせない(特に深夜・早朝)
- 4 糞尿の始末はきちんと行ってください。

5 夜間は車かテントの中に入れてください。

6 キャンプ場では、建築施設の入場は禁止となっておりますので、ご注意ください。

なお、他のキャンパーに迷惑をかける行為が見受けられた場合にはキャンプ場から退場願う場合があります。

また、上記をお守りにならない場合は失格となります。注意事項をきちんと守り、ペットと共に楽しい大会をお過ごし下さい。動物が苦手や嫌いな参加者もいらっしゃいますので「うちの犬は大丈夫だから」ということのないようにお願いします。